

## 文京区介護保険住宅改修に係る確約書

年 月 日

文京区長 殿

住 所

事業所（者）名

代表者名

㊟

文京区居宅介護（介護予防）住宅改修に係る事業者登録及び保険給付の代理受領に関する実施要綱（16文介第1511号。以下「要綱」という。）第3条に定める登録の届出を行うに当たり、下記事項を遵守することを確約します。

### 記

#### （基本事項）

第1条 平成11年3月31日厚生省告示第95号に定められた介護保険給付の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）に関しては、関係法令、通達、要綱等を遵守すること。

第2条 要介護者等の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な住宅改修を行うこと。そのために、専門知識を持つ福祉住環境コーディネーターを配置するよう努めること。

第3条 改修に当たっては、文京区、居宅介護支援事業者、住宅改修アドバイザー、地域包括支援センター、居宅サービス事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

#### （受給資格等の確認）

第4条 要介護者等から給付券によって住宅改修を求められた場合は、介護保険被保険者証によって文京区の被保険者であること及び要介護者等であることを確認すること。

(見積書等の発行)

第5条 住宅改修を給付券によって行う場合は、その費用の見積書を作成し、要介護者等は無償で交付すること。見積書には、住宅改修の内容、箇所、規模、住宅改修に要する費用、着工予定年月日、完成予定年月日、施工事業者名、連絡先等を明記すること。また、要介護者等より住宅改修の前後の写真その他保険給付を受けるために必要な文書の交付を求められたときは、無償で交付すること。

(見積書の内容変更)

第6条 住宅改修に関する見積書の記載事項を変更する場合は、速やかに変更内容を要介護者等に通知すること。また、変更前の見積書に基づいて発行された給付券は、無効になることを要介護者等に説明すること。

(住宅改修の説明)

第7条 要介護者等より給付券を受領した場合は、速やかに給付券に記載された住宅改修を行うこと。その際、住宅改修に関して十分に説明すること。

(自己負担額の受領等)

第8条 給付券に記載された住宅改修費用の自己負担額を要介護者等より受領するものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、住宅改修を完了し、自己負担額を受領した後に、要介護者等へ領収書を発行すること。

(保険給付費の請求)

第9条 住宅改修に係る費用のうち、保険給付される額を、要介護者等が署名捺印した給付券に住宅改修後の写真を添付して、文京区に請求すること。また、請求に当たって保険給付される費用以外の費用を請求しないこと。

(記録の整備)

第10条 給付券による住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修の完了した日から2年間保存すること。

(通知)

第11条 住宅改修を給付券により行う要介護者等が不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を文京区に通知すること。

(調査、指導等)

第12条 区長が住宅改修に係る保険給付に関して調査又は指導を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じること。

第13条 関係法令、通達、文京区の要綱又はこの確約書に違反し、区長からその是正等を命ぜられたときは、直ちにこれに従うこと。

(研修への参加)

第14条 文京区が行う登録事業者を対象とする研修会等に参加すること。

(苦情処理等)

第15条 要介護者等からの苦情又は相談があった場合は、必要に応じて、状況の聞き取り及び事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、要介護者等の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に処理を行うこと。自ら処理し得ない内容については、関係機関との協力により対処すること。

(賠償責任)

第16条 住宅改修に伴い、事業所(者)の責めに帰すべき事由により要介護者等に損害を与えたときは、その責任の範囲内において、要介護者等に対して損害を賠償すること。

(秘密保持)

第17条 事業所(者)は、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持すること。また、従業員でなくなった者に対しても、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を保持させること。

(登録の意義)

第18条 この登録は、代理受領を行うためのものであり、文京区が工事の品質及び内容を保証するものではないことを理解し、その旨を要介護者等に説明すること。

(変更の届出)

第19条 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を区長に届け出ること。